

# 仏教サンガをとりまく祈りの原風景

—— その諸問題 ——

阿 理 生

(九州大学)

〔1〕知られうる過去から現代に至るまで人間にとって日常のかつ普遍的に見られるいわゆる〈祈り・祈ること (praying)〉とは何か。時空上に深く広がる〈祈り〉の解明のためには、哲学・宗教学・心理学・社会学・文化人類学など幅広く種々の関係分野からの接近が可能であろうし、また必要であろう。

本稿では、古代インドにおける初期仏教サンガにおいて、〈祈り〉がいかなる形態でどのような脈絡のもとに現われるのかという問題意識のもとに、その一断面に焦点を当てて、関連する諸問題を解明したいと思う。

〔2〕仏教サンガをとりまく世間のウパーサカ・ウパーシカーを含む心ある在家者たちは、出家者の四衆に食糧を初めとして衣料や医薬品等の日用必需品を、随時ないし常時に施与し、さらにはサンガのための建物や諸設備を寄進した。このような布施行為は、施与を受ける受者の利益と安楽をはかるためであった。その点で、布施は施与者の〈受者に利益あれ、安楽あれ。〉という祈りの心情に支えられていることが知られる。また同時に、布施行為自体が、直ちに布施者自身に喜悦の心を起こさせるとともに、これが将来の楽果の業因ともなるようにという自己の利益・安楽を祈る自利的善業でもあった。したがって布施は総じて本質的に自利と利他との両面を合わせ持つ。もちろん、他への施しは、本人の見栄や体面または下心の

ために、あるいは義理的な返報のためにもなされうる。この場合も結果的に受者に利益・安楽をもたらす。しかし、うるわしい布施行為の基盤は、やはり相手を心から思いやる自他平等の暖かな慈悲の心にある。この慈悲に発する〈受者に利益・安楽あれかし〉と念ずる祈りに、浄らかな布施が支えられているのである。そして、祈りに支えられた布施が適正な仕方で行なわれて、施物が受者のもとに達して利益・安楽が実現した時、祈りが祈りで終わってしまうことなく、祈りが初めて現実のものとなるのである。

祈りが現実化する上において、施物が受者に達する方法や経路が重要な意味を有している。これについて *Dakkhiṇāvibhaṅgasutta* (『施分別経』)<sup>(1)</sup> の記述が注意される。そこでは、釈尊の叔母で養母のマハーパジャーパティ・ゴータミーが、世尊のために自ら紡いで織った一反の布地を世尊個人に布施しようと再三申し出るのに対し、世尊は、「ゴータミーよ。サンガのもとに施しなさい。サンガのもとに汝によって施されるとき、私もサンガも供養されることになるでしょう。」<sup>(2)</sup> と再三答えて、自ら個人への直接の布施を拒まれたという。それを見かねたアーナンダが、世尊に受け取って下さるようにとりなすのに対し、世尊はアーナンダに、「これはこのようだ (evam etaṃ)。」<sup>(3)</sup> と真意を語られる。すなわち、「個人 (ゴータミー) が個人 (私) のもとにやってきて仏に帰依し法に帰依しサンガに帰依したところの、この個人 (私) に対しこの個人 (ゴータミー) によっての、敬礼し立って迎え合掌すること、衣や施食や臥具坐具や医薬品という資具の支援による正業を、完全に妨げること (suppaṭikāraṃ) 私は言っているのではない。」<sup>(4)</sup> として、世尊がゴータミーからの布施の申し出を再三拒否したからといってゴータミーの行為に全面的に反対し拒絶しているわけではないことを明かされた。そして、「確かにまた、アーナンダよ、十四 (種) の、これら、個人を通じての分与 (pāṭipuggalikā dakkhiṇā) があ

— 2 — 仏教サンガをとりまく祈りの原風景 (阿 理生)

る。」<sup>(5)</sup>として、阿羅漢正等覺の如来・paccekabuddha<sup>(6)</sup>・如来の弟子なる阿羅漢・阿羅漢果の現証のために修行中の者・不還・……（中略）……・凡夫の持戒者・凡夫の破戒者・畜生という十四の個人（個体）のもとへの布施（dāna）は、それぞれ何倍もの数ある分与（dakkhiṇā）となるという。畜生のもとに施し（dāna）をなせば百倍の分与（sataguṇā dakkhiṇā）が期待されうし<sup>(7)</sup>、凡夫の破戒者のもとに布施をなせば千倍の分与が、paccekabuddha や如来のもとになせばどれほどの分与が期待されうると言えようかという<sup>(8)</sup>。しかし、このような個人を通じてのもの（分与）は、サンガを経由した分与（saṃghatā dakkhiṇā<sup>(9)</sup>）よりも大きな果を有する布施（dāna）であるとは決して私（世尊）は言わないという<sup>(10)</sup>。そのサンガ経由の分与について七種説かれる。すなわち、

「①仏を上首とする両サンガのもとに布施（dāna）をなす。これが第一の、サンガを経由した分与（saṃghatā dakkhiṇā）である。

②如来の入滅後に両サンガのもとに布施をなす。これが第二の……。

③比丘サンガのもとに布施をなす。これが第三の……。

④比丘尼サンガのもとに布施をなす。これが第四の……。

⑤私のこれだけのもの（分与物）(ettakā)をサンガから比丘たちと比丘尼たちにと〔配分先を〕指定して下さいと〔言って〕布施をなす。これが第五の……。

⑥私のこれだけのもの（ettakā）をサンガから比丘たちにと指定して下さいと布施をなす。これが第六の……。

⑦私のこれだけのもの（ettakā）をサンガから比丘尼たちにと指定して下さいと布施をなす。これが第七の……。」<sup>(11)</sup>

①～⑦において、サンガが布施の受入れ窓口となり、受けた施物はサンガの責任にて分与配分される。その場合、サンガ内の比丘・比丘尼個人に

配分されること（または、配分されるもの）が、〈サンガを経由した分与（saṃghatā dakkhiṇā）〉と呼ばれている。一方、サンガを経由しない分与が、個人のもとへの布施からの分与であり、それは〈個人を通じての分与（pāṭipuggalikā dakkhiṇā）〉と言われる。

個人を通じての分与よりもサンガを経由した分与の方が大果があるとされるのは、個人を通じての分与では、サンガの内部構造を成す〈師と弟子〉の単位内<sup>(12)</sup>の限定された分与に止まりがちであり、サンガに広範に行き渡らないからであろう。世尊個人のもとへの布施であれば、世尊がサンガ統率の大師（satthar）のゆえにサンガ内に最も広く分与が可能だから、世尊を通じての分与も実質的にサンガ経由の分与と等しくなりそうでありながら、世尊自身がゴータミーからの奉施を個人でなくまずサンガのもとに施すよう求めた所に、サンガ全体の利益・安楽を最も重視し、サンガを尊び優先させる世尊の真意<sup>(13)</sup>が見てとれる。

ゴータミーの事例のようにサンガ内の特定の人に奉施を希望する場合、最も好ましいサンガ経由の分与に関する具体的方法が、上記引用の⑤～⑦に示される。これら⑤～⑦に含まれる *ettakā* の語を従来、比丘や比丘尼の修飾語とみるのは正しくない<sup>(14)</sup>。例えば⑥の *ettakā…bhikkhū* を「これだけの比丘を<sup>(15)</sup>」とは読めない。なぜなら *ettaka* の Acc. pl. m. は *ettake* である。*ettakā* が Acc. とすれば pl. f. であるから、*ettakā* は *ettakā dakkhiṇā* (*dakkhiṇāyo*) Acc. pl. f. 「これだけの分与物を」の意味に解すべきである。そうだとすれば、⑤～⑦は、サンガに施す施物（世尊にはゴータミーからの施物が念頭にある。ただしこの時点ではゴータミー出家前で比丘尼サンガは無い。）の一部である〈これだけのもの（*ettakā dakkhiṇā*）〉を特別に施主が希望する人(々)に手渡るように、サンガから名差してだれそれにと指定して下さい（*uddissatha*）と言いつつサンガに施物を施すと

いう方法を示唆するものである。また、もちろんその時施主が〈これだけのもの〉と特定する以外の施物はサンガの意思に任せ配分されるであろう。その中に浮かび上がる dakkhiṇā (Acc. pl.) …… uddisatha の句は、他資料における定型的表現 dakkhiṇam ādisati (Skt. dakṣiṇām ādiśati) と同類である。この定型的表現の意味内容について今日まで数多くの研究が重ねられてきたが<sup>(16)</sup>、未だ明確ではないと言わざるをえない。そこで上述の Dakkhiṇāvibhaṅgasutta における dakkhiṇā を含む文脈の解析から得られた諸知見に基づき、かの定型的表現を含む他の多くの資料に視野を拡大して解説を進める必要があるだろう。

〔3〕サンガ経由の分与のうちに、施主の希望する特定者への分与を含む場合、施主の希望する特定者は、サンガ内の人(々)である他に、サンガ外の人(々)でもありうる。以下、サンガ外特定者への分与の諸例を見てみよう。

- ① 「……また明日サーリプッタとモッガッラーナを上首とする比丘サンガがまだ朝食せずしてヴェールカンタカにやってくるでしょう。(汝は)かの比丘サンガに食を給してから、分与を私にと指定してもらいたい (mamaṃ dakkhiṇam ādiseyyāsi)。これが私への接待となるでしょう。」<sup>(17)</sup>

これはナンダの母なるウパーシカーに毘沙門 (Vessavaṇa) 大王が語った言葉である。ここの dakkhiṇā は比丘サンガに施された食物のうちの分与物であろう。食事を終えて鉢から手を離れたサーリプッタ長老のもとに坐したナンダの母に、長老は誰が比丘サンガの到着を知らせたのかを問うと、彼女は、上記引文と同じ言葉<sup>(18)</sup>をサーリプッタに伝えた後に次のように言う。「尊者よ。施物のうちのこの取り置かれた好ましきもの (yad idaṃ bhante dāne puññaṃ hitaṃ)、それは毘沙門大王の安楽のためにあれか

し。」と。この彼女の言葉は、サンガの比丘らに施した食物の一部を、サンガ外の毘沙門大王に特定して分与してもらうように、サーリプッタ長老に現前サンガの代表者とみなして要請したものである。その文言のうち、idam……hitam（この取り置かれたもの<sup>(19)</sup>）とは、食事の際に仏教以外の出家者または peta（餓鬼<sup>(20)</sup>）への分与を念頭において施食の一部をあらかじめ傍や別の器に取り置いたもの（いわゆる食べ残してはない）と考えられる。その取り置きを今彼女は毘沙門大王へ回してもらうように申し入れたのである。文中の puñña (puṇya) はこの場合「功德 (merit)」ではなく、「好ましき (食物)」に他ならない。

② 「……世尊は清らかな超人的天眼で、かれら有力者たち (devatāyo) がまさに一千人に属するパータリ村における土地を占有しているのを見られた。……アーナンダよ、アリヤ (ariya) の入り込む所である限り、商人の (往来の) 道がある限り、ここは最上の都パータリプッタ、袋の破れる (ほどの豊かな) (都) となるであろう。だが、アーナンダよ、パータリプッタには三つの障害が起こるのであろう。火からあるいは水からあるいは敵対から (の障害が)。……世尊は一方に坐したマガダ国の大臣スノーダとヴァッサカーラに次の詩偈をもって喜ばれた。

『賢き生まれの者が居住地を造成する地域、ここにて戒を具え自制している梵行者たちに食事を差し上げて、そこにいる (在地の) 有力者たち (devatā) 彼らにと、分与を指定せよ (dakkhiṇam ādisē)。彼らは崇敬され尊敬され、(彼らは) 彼を崇敬し尊敬する。……』  
……<sup>(21)</sup>」

Mahāparinibbānasuttanta 『大般涅槃經』

非アーリヤ系の先住民の支配するパータリ村に、アーリヤ系のマガダ国

が野心をもって支配を及ぼし、村を囲い込んで城門を有する一大要衝都市の建設にとりかかっている状況が、この一節（紙幅の都合で省略した部分も含む）から窺い知られる。その状況のもとで、先住民族とアーリヤ系マガダとの民族的政治的利害を平和的に調整するためには、まずマガダの大臣が当地の梵行者たち（サンガ）に食を給し、その分与物を在地の有力者たち（devatā ここでは神々ではない）へ指定するよう大臣が計らうことによって、当地先住民の有力者たちを表敬する必要性を、釈尊は先見の政治的洞察のもとに大臣に教えさせたものであろう。その釈尊の詩偈中の、devatā を神々、dakkhiṇam を布施の功德とみる従来の訳解は、かの一節を小さな土地神崇拜の次元に矮小化してしまい、その真意を全く見落としていると言わざるをえない。

③「全く泣くことも愁うることも、また他の悲しみも、それは壊れ去ったもの（peta この場合人形）のためにならない。こうして身内の者たちは（人形が壊れて泣きやまぬ幼女に対して）そのまま（どうすることもできないで）いる。しかし実に、サンガのもとに施された、（サンガに）きちんと基づいたこの dakkhiṇā は長夜にこの者（幼女）（assa : Dat. Sing. n.）のために持続して役に立つと。」

Petavatthu, I-4 (3-4)<sup>(24)</sup>

これは、Aṭṭhakathā によれば、給孤独長者の幼い孫娘が、持っていた人形が壊れて泣き悲しむが、回りの者はどうすることもできず、そこで長者は（新しい）人形を孫のために指定してサンガに食を施し、食事後に世尊が語られた言葉という。ここの dakkhiṇā は長者が孫のために悲しみから立ち直ることを祈って用意した、壊れた人形に代わる新しい人形であり、サンガに施食とともに一旦施したこの人形を、サンガを代表して世尊が長者の指定する幼女に手渡す場面が想像できよう。長者自身が孫に直接手渡

すよりも、サンガ経由での分与がはるかに大きな意味を持つと見なされているとも言える事例である。ただし、それに対する Aṭṭhakathā は文中の peta を壊れた人形の死者と解し、死者のための dakkhiṇā の方面に解説を費すが、<sup>(26)</sup> 原意を甚だ損ねている危険を感じる。

- ④ 「『子（サーリブッタ）よ。私（母）のために（サンガに）施物を施して私にと指定して下さい。……』……四つの小屋を作り四方サンガに小屋と食物飲物とを施した。分与を母にと指定した（dakkhiṇam ādisi）。指定した直後に結果が生じた。食べ物・飲み物・衣類、これが分与（dakkhiṇā）としての果である。」 PV. II-2 (6~9)<sup>(27)</sup>

ここでは明らかに、dakkhiṇā はサンガ経由の飲食物や衣類であり、布施の功德や布施の業を意味しない。指定した結果生じた分与物であるからである。

- ⑤ 「サンガから四名の比丘と個人としての四名、（計）八名の比丘たちに食を給して、（餓鬼の）私にと分与を指定して下さい（dakkhiṇam ādisa）。」 PV. II-3 (25)<sup>(28)</sup>

ここでは八名の比丘の食物からの分与で一人の餓鬼（peta）の食が得られている。比丘一人当たりの食物の平均  $\frac{1}{8}$  が餓鬼のために分与されていることになり、具体的な分与率が推定されることでも貴重である。

以上の①~⑤の事例のように、サンガ外の特定者に手渡される dakkhiṇā も、布施の功德（puñña）や業（kamma）ではなく、施主がサンガに差し出した施物の一部を成す現物である。①や②の例では、現物の分与物自体が特定者の利益・安楽にたとえ直結しなくても、現物の分与行為が、分与を受ける特定者のその存在を施主が公認し敬うという象徴的表示であった可能性が充分にあるであろう。それでもやはり dakkhiṇā は食物等の現物であった。③でも新しい人形のおもちゃという現物だと考えられる。④

と⑤の例でも、餓鬼 (peta) はサンガ経由の食物・衣類という現物の分与によって初めて実質的に利益を蒙ることが可能であった。古代インドにおいて餓鬼とは本来、死者の亡霊でもなく伝説上の鬼類でもなく、当時現存した苛酷で悲惨な境遇の人々であったと推定されるから、現物の分与が実際に彼らの役に立つのである。餓鬼に現物の分与をなしえたのは、少くとも仏教サンガであってバラモンたちではなかった。Petavatthu, II-8 (6) には、「(娘からの) 施食を (バラモンたちが) 食したが、(彼らは餓鬼にと) 分与を引き受ける者たち (dakkhiṇārahā) ではなかった。」<sup>(29)</sup> という。バラモンが餓鬼 (peta) に分与しないことは、『マヌ法典 (manusmṛti)』IV-80<sup>(31)</sup>、バラモンは残食や供物をシェードラに与えてはならないという規定と基本的に相通じている。アーリヤ階級社会から排除されて〈去った者〉としての peta (Skt. preta) 一般に、施主の要望であるいは自発的に、dakkhiṇā (分与物) で暖かい手を差しのべ得たのは、バラモンではなく仏教サンガやサンガの個人であった。そこには、慈・悲・喜・捨の四無量心等の修習を背景とする慈悲心の基底からの、すべての者の利益・安楽を念ずる祈りの心情が満ちていたからに違いない。比丘・比丘尼サンガの人々と浄信のウパーサカ・ウパーシカーたちは、寄る辺なき peta (餓鬼) の最も良き理解者でもあった。

[4] dakkhiṇam ādisati (anvādisati, anudisati, uddisati) の定型的表現は、今日までほとんど、〈(布施の善業によって生ずる) 功德をだれそのために振り向ける (移譲する・廻施する)=transfer of merit〉とか、〈功德を~のために指定する〉とか、〈布施行 (布施の善業) を~のために指定する〉などと解されてきた。<sup>(33)</sup> しかし、以上のインド仏教の初期に関わる資料の範囲内では、サンガ経由の分与の一形態として、布施主がサンガ (あるいはその個人) のもとに施物を施して、その施物の中から一部を特別に布

施主が希望する人(々)に指定して分与することが行なわれていたことが原風景として確認されることにより、かの定型的表現は、ごく基本的には、〈(布施した施物の中から)分与物をだれそれのためにと指定する〉という意味に解されるのが最も妥当であろう。<sup>64)</sup>

その意味を更に図式的に見てみよう。例えば、 $(a + b + c + \dots + \alpha)$  から成る施物をサンガに施与して、この中から分与物  $\alpha$  を特定の人(々)に施すことを希望する布施者は、サンガに口頭で、「 $\alpha$  をだれそれに指定します。」あるいは「サンガから  $\alpha$  をだれそれに指定して下さい。」(cf. 上記〔2〕の⑤⑥⑦の例)と伝えて意思表示をすると、〔A〕施食の場合は、飲食物がその場にいるサンガの人々に一旦分与配分された後に、指定対象の人(々)のために、施食を受けるサンガの人数分で取り置かれた  $\alpha$  が分与される (cf. 上記〔3〕の①②⑤の例など)。〔B〕施食以外の布施の場合は、施物のうちの  $\alpha$  を別にした  $(a + b + c + \dots)$  がサンガの中にサンガの責任で分与配分されるとともに、 $\alpha$  は指定された人(々)にサンガを通じて渡され施与される。ただし、衣類についてはサンガ外への分与の場合は〔A〕の方式に順ずるであろう (cf. 以下の資料⑥の例)。

サンガの人々(世尊を含む)およびサンガ内外の指定された特定の対象者に最終的に配分されるころの、 $a, b, c, \dots, \alpha$  がそれぞれ *dakkhiṇā* (ふさわしき分与物) と呼ばれ、サンガに布施される  $(a + b + c + \dots + \alpha)$  の集合全体が *dāna* (施物) である (その区別は個人を通じての分与の場合にも当てはまる)。また同時に、 $a, b, c, \dots, \alpha$  の個別の *dakkhiṇā* も *dāna* (施物) であることに変わりはない (*dāna* が集合全体でもあり個物でもあることと関連する)。

さて、*dakkhiṇam ādisati* という定型的表現が、*Jātaka*, No. 288では

pattiṃ+√dā, また Petavatthu-Aṭṭhakathā では pattiḍānaṃ+√dā で言い換えられる用例がある。こうした句もまた従来、〈(布施の善業によって得られた) 功德 (福德) を与える (差し向ける)〉あるいは〈(布施の) 善業を与える〉と解されてきたが、<sup>95)</sup> dakkhiṇam ādisati と同類の意義を担っているとすれば自ら従来説は否定されることになる。資料に即して見てみよう。

- ㉑ 「菩薩は余分の食べ物 (食べ残しでなく取り置いたもの) をガンジスの魚たちに与えて (datvā), patti を河神にと告知した (adāsi)。神は patti を受け入れるや、投げ与えられうるもの (dibba) によって名誉の点で増大してから自己の名誉増大に意識を向けつつその原因を知った。……………『……………汝によって魚たちに余分の食べ物が与えられ、patti が私のためにと告知された (dinnā)。それゆえに私は汝の所有物を護りながらやって来た。』と明かしつつ、『魚たちに食物を与えて、私のためにと分与物を指定した (dakkhiṇam ādisi)。かの分与物があなたによってなされた敬意あるものであることを思い起こしつつ。』という詩句を語った。」 Jātaka, No. 288 (Macchuddānājātaka)

ここで dakkhiṇā と対応する patti は、「獲得された利益や功德」ではない。従来説の問題の一つは、patti を Skt. prāpti (〈pra√āp〉) と見た所にある。patti はここではむしろ、√pat > caus. pāpeti, patāpeti (Skt. pātayati, patayati) 「飛ばす、投げる、落とす、投げ入れる」に由来する形容詞形 pātin (Skt. 同形) と語形を異にするにすぎないものと推定される。Pāli 語には同一語に異形を含むものが見られ、patti も pātin の同義異形だと考えられるとすれば、この patti は「(分与のために食器などに) 投げ入れる (もの)」の意でまさに分与物としての dakkhiṇā に内容的に

対応することになる。また、*adisati* (く  $\bar{a}\sqrt{di}\acute{s}$ ) に対応する引文中の  $\sqrt{d\bar{a}}$  は、この場合「(物を)与える」のではなく、「(何かの指示を)与える、(指定して)告げる」という意味であろう。この  $\sqrt{d\bar{a}}$  の意味は *Dhammapadaṭṭhakathā* の文脈にも確認することができる。すなわち、

- ㊦ 「王は仏陀を上首とする比丘サンガに招請して、翌日大いなる布施を施してから、『尊師よ、このうちから彼ら餓鬼たちに投げ与えられうる (*dibba*) 食物飲物が生じますように。』と 投げ入れるものを (①) (*pattiṃ*) 告げた (*adāsi*)。……次の日に仏陀を上首とするサンガに諸の衣を施しつつ、『このうちから彼らに投げ与えられうる (*dibba*) 衣がありますように。』と 伝えた (②) (*pāpesi*)。まさにその刹那に彼らに投げ与えられうる (*dibba*) 衣が達した。餓鬼の身なりを捨てて、投げ与えられうるもの (=衣) を身にまとった者 (*dibbattabhāva*) となった。<sup>㉞</sup>

文中の下線部①の *pattiṃ adāsi* が下線部②では *pāpesi* (caus. く  $\text{pra}\sqrt{ap}$ ) とあり、*adāsi* が *pāpesi* (伝えた、告げた) に換言されるから、やはり *adāsi* ( $\sqrt{d\bar{a}}$ ) は「告げた」の意味で使用されている。また文中の *dibba* (Skt. *divya*) は、従来の訳では「天の」と解されているが、それはむしろ  $\sqrt{div}$  (投げる、放射する) の *gerundive* (未来受動分詞) とみなして、「投げられるべき [可能・適合の意] もの」すなわち「投げ与えられうる (飲食物や衣等の分与物)」という意味に解される時に、*patti* (投げ入れるもの) とも内容的に相応することになり、また「天の身」と誤解された *dibbattabhāva* の謎も解け、全体の文脈も明確となるであろう。

以上から  $\text{pattiṃ} + \sqrt{d\bar{a}}$  の句は、施主が魚たち (㉞の例) やサンガ (㊦の例) に施しをなして、河神 (㉞の例) や餓鬼たち (㊦の例) のためにく投

げ入れるもの（分与物）を（指定して）告げる」という意味に受け取られるであろう。<sup>87)</sup>

〔5〕以上の検討から、従来未だ不明であった *dakkhiṇam ādisati* ; *pattim + √dā* という定型的表現の少なくとも原初の意味に限定して、資料的に不十分ながらも明かるい見通しを得ることができた。これは以後の意味の展開を探る上でも座標軸の原点となるであろう。そして何よりもそれは、インド初期仏教サンガをとりまく祈りの原風景をリアルに思い描いていく上で有効な視座となりうるであろう。

#### 註

- (1) PTS, *Majjhima-Nikāya* [MN], Vol. III (No. 142), pp. 253-257. cf. (漢訳)『中阿含経』「瞿曇彌経」大正蔵1, pp. 721-723; 『仏説分別布施経』大正蔵1, pp. 903-904. (近代訳)『中部経典』「施分別経」南伝蔵11下, pp. 356-364. *The Middle Length Sayings*, tr. by I. B. Horner, PTS Translation Series, No. 31, pp. 300-305. 『中部（マッジマニカーヤ）後分五十経篇II』片山一良訳, pp. 293-302.
- (2) 前掲 MN. III, p. 253, ll. 11-13. なお、友松圓諦『佛教に於ける分配の理論と實際(中)』（昭45）は、この経句の背景にある経済思想的意味を詳論する。しかし本稿で以下とりあげる問題には何も触れていない。
- (3) MN. III, p. 254, l. 6. 古註を含め従来「それはそのとおり」と解するのは文脈を誤っている。
- (4) 同, p. 254, ll. 6-12. 引文中の *suppaṭikāra* の語を含む箇所について、漢訳は「不得報恩」大正1, p. 722a, 「難事」「難作」同, p. 903c. 近代諸訳も、「……十分報恩せられたりとは我は言はず。」南伝, p. 358. “I say of this person, Ānanda, that there is no proper requital in regard to that person, ……” Horner 訳, pp. 301f. 「この個人によるこの個人への返報は容易でない、と説きます。」片山訳, pp. 295f. とあり、いずれも *suppaṭikāra* を〈返報〉の意とみているが、ここには適合しない。〈反対・抵抗・妨げること〉の意と見るべきである。これによって初めて正しい文脈があらわになる。
- (5) 前掲 MN. III, p. 254, l. 27. 文中の *pāṭipuggalikā dakkhiṇā* について、漢訳「私施」大正1, p. 722a-b. 近代訳「対人施」南伝, pp. 358f. “offerings

- graded as to individuals” Horner 訳, p. 302. 「個人に対する施」片山訳, pp. 297f. とあり, pāṭi-(Skt. prati-) をく〜に対する〉またはく〜ごとの (graded as to)〉と見ている。しかしこの十四種 pāṭipuggalikā dakkhiṇā の詳しい説明に続いて本文ではこれら十四の個人(個体)のもとへの dāna (布施)が何倍もの dakkhiṇā として期待されるというから, 個人への dāna がその個人を通じて分与されて何倍もの dakkhiṇā となるという構図が知られる。それゆえかの pāṭi-(prati-) はここではく〜を通じての〉の意である。
- (6) この語は独覚・縁覚と通常訳出されるが, それはその元の原形と原義が変化した時代の理解を反映しているので, ここにあえて訳出しない。筆者はかつてその元の語に或る Prakrit 語形を想定して「仏陀(たること)が得られるべき者」と原義を推定した。cf. 拙稿「paccekabuddha (pratyekabuddha) の語源について」印仏研50-2.
- (7) sataguṇā を片山訳 (p. 298) では古註に基づき「百徳の」となす。cf. 片山訳 p. 497 補注 5. しかしこの場合は -guṇa は倍数と見た方が内容に即すると思われる。畜生への施し (dāna) は百倍の分与 (dakkhiṇā) が期待されるとは, 一頭の牛に餌を与えるとたちまち回りの百頭程の牛が寄ってきて餌を取り合う(結果的に分与となる) 光景を思い浮べると解し易い。百とは牛の頭数の集合単位でもある。cf. gośata, gośatin ; śatagu. なお漢訳『仏説分別布施經』大正 1, p. 904a には, 十四の個人(個体)の中の畜生の代わりに病苦人を挙げて, 「施病苦人獲二倍福。」という。そこに二倍の dakkhiṇā があるとされるのは, 病人本人に施された dāna がその看病人にも分与されることになるからと考えてよい。もし -guṇa が片山訳に紹介された古註の説のように功德だとするなら, 病人に施された dāna こそが, 二倍どころか多福と言われてよいはずである。
- (8) 前掲 MN. III, p. 255, ll. 14-27.
- (9) saṃghatā dakkhiṇā について, 漢訳「施衆」大正 1, p. 722a, 「布施大衆」同, p. 904a. 「僧類施」南伝, pp. 360f. “offerings to the Order” Horner 訳, p. 303. 「僧団に帰属する施」片山訳, pp. 299. などとあるが, 必ずしも適切でない。それは個人を通じての分与と対比的に説かれる。サンガのもとに施された dāna が, サンガの責任でさらにその内部に分与されていく。その分与(物)が saṃghatā dakkhiṇā である。サンガ内の個人に分配されたものは, もはやサンガに帰属しているわけではない。それゆえに saṃghatā とは, サンガ所属ではなくサンガ經由の意味である。
- (10) 前掲 MN. III, p. 256, ll. 10-12. 漢訳二種ともに, 個人を通じての分与とサンガ經由の分与との比較をする記述を欠く。しかしこの比較の欠除はこの経

全体の致命傷ともなっている。

- (11) 同, p. 255, l. 28—p. 256, l. 5. 漢訳のうち「瞿曇彌經」は Pali 原典と異なり, この七種のサンガ經由の分与の説が十四種の個人を通じての分与の説よりも先に記されている。
- (12) Cf. 拙稿「仏教研究の方法論—基盤構築のための基本的認識と着眼点—」日本仏教学会年報第66号, pp. 8ff.
- (13) これを説くのが *Dakkhiṇāvibhaṅgasutta* の趣旨であり, ゴータミーは釈尊の真意を知って結局はサンガのもとに布施をなさったであろうが, その Pali 原典にはその記述が無い。それを記すのは漢訳の『仏説分別布施經』のみである。すなわち, 「爾時摩訶波闍波提苾芻尼聞佛宣說種種布施法已, 即時是衣施諸大衆(=サンガ), 是時諸苾芻衆即為納受。」大正 1, p. 904b. この時点のサンガはゴータミー出家前で比丘のサンガのみと考えられる。
- (14) 近代諸訳の他, 漢訳『瞿曇彌經』p. 722a.
- (15) 片山訳, p. 299.
- (16) *dakkhiṇam ādisati* (*dakṣiṇām ādisati*) 関係の研究を以下記す。
  - ㉑ F. L. Woodward, “The Buddhist Doctrine of Reversible Merit”, *The Buddhist Review* Vol. 6, 1914.
  - ㉒ Henry S. Gehman, “Ādisati, anvādisati, anudisati, and uddisati in the *Petavatthu*”, *JAOS* 43, 1923.
  - ㉓ G. P. Malalasekera, “Transference of Merit in Ceylonese Buddhism”, *Philosophy East and West* Vol. 17, 1967.
  - ㉔ Richard Gombrich, “Merit Transference” in *Sinhalese Buddhism: A case Study of the Interaction between Doctrine and Practice*, *History of Religions* Vol. 11, 1971.
  - ㉕ James P. McDermott, “Sādhina Jātaka: a case against the transfer of merit”, *JAOS* 94, 1974.
  - ㉖ 桜部 建「功德を廻施するという考え方」『仏教学セミナー』20, (昭和49) 1974; 同『阿含の仏教』(上記の補訂再録)(平成14) 2002.
  - ㉗ H. Bechert, “Buddha-Feld und Verdienstübertragung: Mahāyāna-Ideen im Theravāda-Buddhismus Ceylons”, *Bulletin de la Classe des Lettres et des Sciences Morales et Politiques* 5e Série-Tome LXII, 1976.
  - ㉘ 草間法照「原始仏教聖典における呪願について」印仏研25-2, (昭52) 1977.
  - ㉙ J. Agasse, “Le transfert de mérite dans le bouddhisme pāli classique”, *JA* 266, 1978.

- ㉑ 高原信一「廻施について」『福岡大学人文論叢』11-4, (昭55) 1980.
- ㉒ Boris Oguibene, “La Dakṣiṇā dans le Ṛgveda et le Transfer de Mérite dans le Bouddhisme”, *Indological and Buddhist Studies* (Fs. de Jong), 1982.
- ㉓ 玉井 威「ミリンダパンハーにおける廻向説について」『真宗教学研究』6, (昭57) 1982.
- ㉔ 引田弘道「preta 救済手段としての功德の移譲について」印仏研32-2, (昭59) 1984.
- ㉕ 浪花宣明「パーリ上座部の福業事説」『真宗教学研究』9, (昭60) 1985.
- ㉖ 柏原信行「随喜」印仏研34-2, (昭61) 1986.
- ㉗ L. Schmithausen, “Critical Response”, *Karma and Rebirth: Post Classical Developments*, 1986.
- ㉘ C. Withanachchi, “Transference of Merit—the So-called”, *Buddhist Philosophy and Culture, Essays in honor of N. A. Jayawikrama*, 1987.
- ㉙ 入澤 崇「廻向の源流」『西南アジア研究』30, (平1) 1989.
- ㉚ 外蘭幸一「廻施と呪願 (Dakṣiṇā)」『伊原照蓮博士古稀記念論文集』(平3) 1991.
- ㉛ Hayashi, Takatsugu, “Preliminary Notes on Merit Transfer in Theravāda Buddhism”, 『印度学宗教学会論集』26, 1999.
- ㉜ 藤本 晃「*Petavatthu-Aṭṭhakathā* における「指定 uddisati」説と「自業自得」」『パーリ学仏教文化学』14, (平12) 2000.
- ㉝ 奈良康明「功德の宅配便（廻施）と醇熟（廻向）—仏教の二つの宗教レヴェルをめぐる—」『宗教研究』74-4, (平13) 2001.
- ㉞ 藤本 晃「pattidāna（福德の施与）について」印仏研50-2, (平14) 2002.
- ㉟ 袴谷憲昭『仏教教団史論』pp. 72-88; 301-316; 343-398, (平14) 2002.
- ㊱ 藤本 晃『パーリ仏教における業報輪廻思想——自業自得の法則と布施の指定説の相克』『*Petavatthu-Aṭṭhakathā* テキストと和訳』(平14) 2002.
- ㊲-1 Fujimoto, Akira, “Meanings of *Patti* and *Pattidāna*—They mean neither merit (*puñña*) nor transference (*pariṇāmanā*)—” 『佛教研究』31, (平15) 2003.
- ㊲-2 Fujimoto, Akira, “*Dāna* and *Dakkhiṇā* in the Context of ‘Offer of Donation’: *dakkhiṇam ādis-*, *dānam uddis-*, etc.”, 『佛教研究』32, (平16) 2004.

- (17) *Aṅguttara-Nikāya* [AN], IV, p. 64, ll. 1-4. cf. 南伝20, p. 310.
- (18) AN. IV, p. 65, ll. 6-10.
- (19) AN. IV, p. 65, ll. 10-11. cf. 南伝20, p. 312.
- (20) 従来の訳解では, hita の語を直前の puñña と並列語とみて「福と利」ともなす。
- (21) 死者としての peta ではなく, 当時の現実において種々の理由でアーリヤ階級社会から「去った者」としての peta (preta) はその多くが飢餓に苦しんでいたであろう。サンガの周囲に食事時には残食を求める彼らが少なからずたむろしていたことは容易に想像できる。Vinaya, I, pp. 224-225 (VI. 26) の逸話における vighāsāda (残食を食う者) とは, 実質的に餓鬼および乞食の外道とみなされる。(cf. 『十誦律』大正23, p. 189: 「五百乞残食人」) サンガの人々はその周りに餓鬼等の乞食者の存在を感知したとき, 見捨てることなく出来る限りの分与を惜しまなかったであろう。
- (22) DN. II, p. 86 [26] ~p. 89, l. 4. 今和訳は p. 87 [27] ~p. 88 [32 (ed. では誤って31となす)] を掲げた。なおその中の詩偈は Vinaya, I. pp. 229-230; Udāna, p. 89. にもほぼ同文あり。
- (23) 例えば, 中村元訳『ブッダ最後の旅一大パリニッパーナ経一』岩波文庫, p. 39; 『原始仏典(第2巻)長部經典II』p. 120 に再録。片山一良訳『長部(ディ-ガニカ-ヤ)大篇I』p. 198. 奈良康明論文(前註(16)(v)) p. 16, ll. 1-9.
- (24) Cf. *Petavatthu-Aṭṭhakathā* [PVA], 藤本版(前註(16)㊦テキストと和訳) pp. 23-28.
- (25) PVA, 藤本版, pp. 23-24 (世尊によって偈が説かれるに至る因縁)。今本文で引用した偈(PV, I-4 (3-4)) は, PV, I-5 (10-11) にも現われるが, その偈が説かれる状況も, またその偈の意味構造も大きく異なるので注意が必要である。
- (26) PVA, 藤本版, pp. 27-30.
- (27) PVA, 藤本版, pp. 111-118.
- (28) PVA, 藤本版, pp. 133-136.
- (29) Cf. 拙稿「餓鬼 (peta; preta) の語義について」印仏研51-1.
- (30) Cf. PVA, 藤本版, pp. 161-164. dakkhiṇāraha は〈分与を受けるに値する者〉でもあろうが, この場合〈受けた施食(分与)のうちから餓鬼に分与をすることを(施主の希望で)引き受ける者〉と解してよいように思われる。PVA は, そのバラモンたちが dakkhiṇārahā でない理由に dussilā (悪戒の, たちの悪い) と言う。しかし, バラモンは, その, たちの良い悪いに

かかわらず、餓鬼に分与することを拒んだであろう。そこにはバラモン階級社会の文化的背景が考慮されるべきである。

- ③1) Cf. 渡瀬信之訳『マヌ法典』中公文庫, p. 134, なお直前のIV-79も参照されるべきである。
- ③2) ただし、バラモンに仕え奉仕するシェードラには、食べ物の残りや生活用具が与えられるべきであるとされる規定 (X-125) がある。この場合のシェードラはバラモンの生活共同体の一員だからである。
- ③3) 前註①⑥における諸研究の多くは、かの定型的表現を後代の発展的意味で捉え、本来の意味を見失っている。
- ③4) dakṣiṇā そのものの言語学的語源の探求はまた別の問題であり、ここでは触れないことにする。
- ③5) 前註①⑥の諸研究参照。
- ③6) DhA. PTS, Vol. I, p. 104, ll. 8-18.
- ③7) なお、Jātaka, Nos. 190; 442 の用例などは、以上の本来の意味を離れ、新たな展開を示している。別稿を要するので今はそれに触れない。